

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）342条1項の規定に基づく固定資産税賦課処分及び法702条1項の規定に基づく都市計画税賦課処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し令和3年11月10日付けで行った固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）賦課処分（納税通知書番号〇〇）のうち、別紙物件目録記載の土地（以下「本件土地」という。）に係る部分（以下「本件処分」という。内容は別紙処分目録記載のとおり。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、おおむね次のとおりであり、本件処分は違法又は不当であると主張するものと解される。

本件土地の一部について、利用上の制約を設けず不特定多数の人の利用に供されている私道部分が含まれている。当該私道部分について課税されていることから、賦課処分

の取消を求める。

土地〇－〇との境界（写真A）。

当該路地の上部には建物が無いことが分かる（写真B）。

〇〇通りに抜ける手前に地下鉄入口があり、この路地は通常の路地より公共性が高い（写真C）。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和4年10月20日	諮問
令和4年11月29日	審議（第72回第3部会）
令和4年12月20日	審議（第73回第3部会）
令和5年 1月16日	審議（第74回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 賦課期日

法359条は、固定資産税について、当該年度の初日の属する年の1月1日を賦課期日（固定資産税等に関する課税客体、納税義務者、非課税の範囲、課税標準等の課税要件を確定する基準となる日）とする旨規定する（法702条の6の規定により、都市計画税についても同様であ

る。) 。

(2) 法による道路非課税の定めとその解釈

法 3 4 8 条 2 項 5 号は、公共の用に供する道路、運河用地及び水道用地については、固定資産税を課することができない旨規定している（法 7 0 2 条の 2 第 2 項の規定により、都市計画税についても同様である。) 。

そして、ここにいう「公共の用に供する道路」とは、「何らの制約を設けず、不特定多数人の利用に供する道路」（大阪地方裁判所昭和 4 1 年 6 月 2 7 日判決・行政事件裁判例集 1 7 卷 6 号 6 9 1 頁）、あるいは「道路であって所有者において一般的利用について何等の制限を設けず開放されている状態にあり、かつ、不特定多数人の利用に供されているもの」（大阪地方裁判所昭和 5 3 年 4 月 2 5 日判決・判例タイムズ 3 6 9 号 3 0 3 頁）をいうものとされている。

(3) 東京都における固定資産税等の取扱い

東京都においては、「固定資産税及び都市計画税の課税事務の取扱いについて（通達）」（平成 2 8 年 1 月 2 9 日付 2 7 主資固第 2 4 3 号主税局長通達）により、固定資産税等の課税事務の取扱いについては、「固定資産税及び都市計画税課税事務提要」（以下「事務提要」という。) によるものとしている。

事務提要では、法 3 4 8 条 2 項 5 号の「公共の用に供する道路」についての非課税制度（以下「道路非課税」という。) の認定要件に関して、原則として道路法にいう道路（高速自動車国道、一般国道、都道、区道）をいうが、その他のものであっても、何等制約を設けず不特定多数人の利用に供されているもので、次のアからウまでのすべ

ての条件に該当するものについては、道路法にいう道路に準ずるものとして、これに含めるものとしている（事務提要第2章第4節第2・12・(1)）。

以下、メートルは「m」と、平方メートルは「㎡」と表記する。

ア 道路の起終点がそれぞれ別の公道に接しているもの
イ 道路全体を通して道路幅員が1.8m程度以上あるもの

ウ 客観的に道路として認定できるもの

そして、「客観的に道路として認定できるもの」とは、道路の形態を有し、道路と宅地等が塀、L形側溝及び縁石等により明確に区分され、道路以外の用に供されていないこと（具体的には、庭や駐車場等として、併用利用をしていないこと、道路部分の上空に建築物が存在しないこと、道路部分が原則として敷地面積に含まれていないものであること。）をいう（事務提要47頁）とされている。

事務提要は、東京都における固定資産税等の課税事務運営に当たり、税法を正しく適用するために解釈の統一を図り、能率的にして統制ある事務処理を期するため、処理要領を示したもの（事務提要第1章第1節1）であって、上記記載の事務提要における道路非課税の適用要件に係る規定は、法348条2項5号及び702条の2第2項の解釈運用指針である。

(4) 固定資産税等に係る非課税申告

東京都都税条例施行規則（昭和25年東京都規則第126号。以下、単に「規則」という。）12条の14は、法348条2項本文（固定資産税を課すことができない範囲を定めるもの。同項5号が道路非課税を定めている。）

の規定の適用を受けるべき者は、必要事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない旨規定している（規則18条2項の規定により、都市計画税について、法702条の2第2項の規定の適用を受けるべき者についても同様である。）。

規則は、東京都都税条例（昭和25年東京都条例第56号）14条により都税の賦課徴収について必要な事項を定めるものである。

2 本件処分についての検討

本件処分は、本件非課税申告書が処分庁に提出される前になされたものであるが、処分庁は、本件審査請求において、本件申告私道部分を含む本件路地は道路非課税の要件に該当しない旨の弁明書を提出しているので、以下、道路非課税の適用について検討する。

(1) 本件土地等の状況

本件土地が存する街区は、長方形で、各辺が道路法にいう道路（南東側の長辺が〇〇通り、南西側の短辺が〇〇通り、北西側の長辺が〇〇通り、北東側の短辺が〇〇通り）に囲まれている。

本件土地（〇番〇）は、〇〇通りに南東側で接する矩形の土地で、他の3辺は別の宅地と接している。

本件申告私道部分は、本件路地（当該街区の内側を〇〇通りと〇〇通りに平行して貫き、〇〇通りから〇〇通りまでの通り抜けが可能である）の一部を構成するものである。

本件路地は、一般国道、都道、区道のいずれでもないから、「道路法にいう道路」には該当しない。

(2) 本件申告私道部分についての検討

本件路地の道路面の幅員は、場所によって異なり、〇〇通り寄り（地下鉄入口の近く）のように1.8mより広い箇所もある。しかし、本件申告私道部分については、本件土地上の建物（〇－〇－〇）の建築計画概要書によれば、壁から敷地境界線までの距離は「1500」とされ、本件土地に隣接する〇－〇側は境界近くまで柵が設置されているから、審査請求書添付の写真Aで示される「土地〇－〇との境界」付近では、幅員1.8mよりも狭いことが認められる。

事務提要は、道路非課税の認定要件として、「道路法にいう道路に準ずるもの」は上記1(3)に掲げるアからウまでのすべての条件に該当するものであるとしているところ、本件路地は、本件申告私道部分の幅員が1.8mよりも狭いことが認められるから、「道路全体を通して道路幅員が1.8m程度以上あるもの」（上記1(3)イ）に該当しないことが明らかである。

したがって、本件路地の一部である本件申告私道部分は、「道路法にいう道路に準ずるもの」として「公共の用に供する道路」に含めるための条件を満たすものではない。

- (3) 以上のとおり、本件申告私道部分は、法348条2項5号にいう「公共の用に供する道路」に該当しないのであるから、道路非課税要件を適用せずに固定資産税等を賦課した本件処分は、法令の規定及びその解釈に従い適正になされたものであると認められる。

また、本件処分については、固定資産課税台帳登録価格に基づいて課税標準額を求め、軽減措置を適用しており、税額の算出も適正に行われていることが認められる。

したがって、本件処分は、上記 1 の法令等の定めに従ってなされたものであり、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張（第 3）についての検討

請求人は、本件路地の上部には建物が無い、本件路地には地下鉄入口があり公共性が高い等の主張をしている。

しかし、本件路地が「道路全体を通して道路幅員が 1.8 m 程度以上あるもの」に該当しないため、本件路地が「道路法にいう道路に準ずるもの」に該当しない（上記 2 (2)）ことは明らかである。

したがって、請求人の主張は採用することができない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

羽根一成、加々美光子、青木淳一

別紙（略）